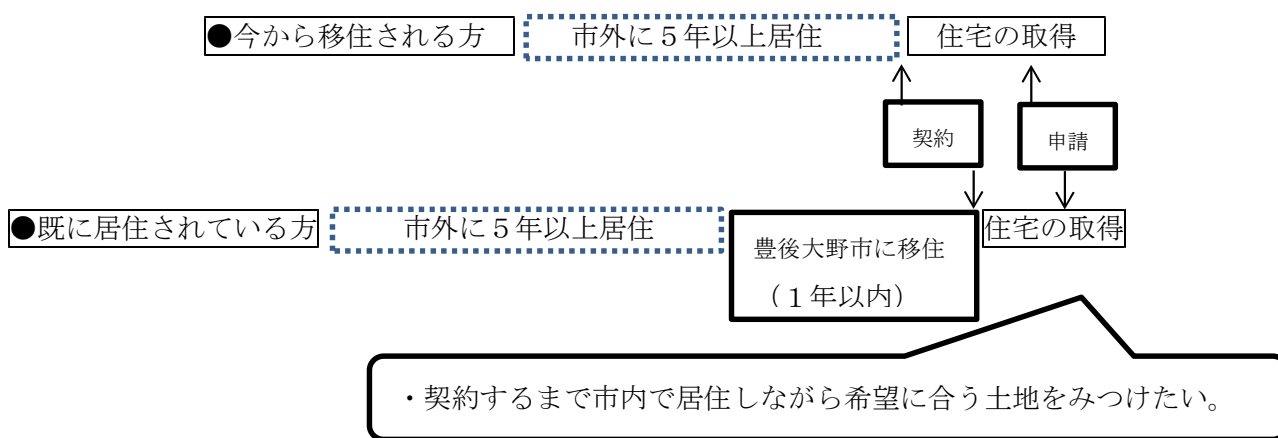


豊後大野市への移住（U I ターン）を目的に、住宅を取得される場合に、取得に要した経費の一部を助成します。

持家取得助成金

補助対象者（U I ターン者） 次の事項にすべて該当する方

- 平成26年4月1日以降に住宅の取得に係る契約を締結し、当該住宅の登記名義人であり次のいずれかに該当する者
 - 契約締結の日より前に5年以上市外に居住していた方
 - 市内に住所を移したのが、契約締結の日より前1年以内であり、市内に住所を移す前に市外に5年以上居住していた方
- 市区町村税等を滞納していない方
- 自治会に加入する方
- 補助金受領年度の翌年度から10年以上引き続き市内に住所をおく方



対象経費及び補助金の額

●新築又は新築住宅の購入の場合 1,000万円未満、中古住宅の購入の場合 500万円未満は助成対象としません。

- 市内業者で施工または市内業者から購入する場合 100万円
- 市外の業者で施工又は市外業者から購入する場合 30万円
- 中古住宅の場合 50万円

	市内業者	市外業者
新築及び新築購入	100万円	30万円
中古購入	50万円	

4. 小規模集落にて住宅の取得をされ、以下に該当する場合は、加算されます。

- 世帯責任者が、45歳未満である方 20万円の加算
- 義務教育終了前の子どもがいる方 1名あたり10万円の加算

※小規模集落とは、65歳以上の人口が50%以上の集落

その他

以下の場合、補助金を返還してもらう場合があります。

- 本人及び世帯の他の世帯員全員が10年以内に転居したとき。
- 申請日の属する年度と同一の年度内に豊後大野市に転入しないとき。

●申請は、契約締結後1年以内かつ引渡し前までとします。